

# 平成30年7月1日より

## アスファルト、ポルトランドセメント等10物質が表示・通知義務対象物質として追加されます。

平成29年8月3日に公布された、改正労働安全衛生法施行令が、平成30年7月1日に施行され、労働安全衛生法施行令別表第9に次の物質が追加されます。

これにより、対象物質は、合計673物質になります。

番号	物質名	CAS番号	ラベル 裾切値	SDS 裾切値
11-3	アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
155-2	1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
155-3	2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
266-2	ジチオリン酸0,0-ジエチル-S- (ターシャリーブチルチオメチ ル) (別名 テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
468-2	フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
482-2	2,3-ブタンジオン (別名 ジア セチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
544	ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
545-2	ポルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	0.1%未満
601-2	2-メトキシ-2-メチルブタン (別名 ターシャリーアミルメ チルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
607-2	硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満